公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９０５号
さいたま市緑区道祖土２丁目５番18号　長谷川コーポＡ―103
債務者　松村　育子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３８号
さいたま市見沼区大和田町２丁目480番地５
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６９号
名古屋市中川区昭和橋通１丁目12番地　ギャザヒルズ18　403号
債務者　小寺　敦子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７０号
名古屋市中川区昭和橋通１丁目12番地　ギャザヒルズ18　403号
債務者　村瀬　武夫
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７１号
名古屋市中川区昭和橋通１丁目12番地　ギャザヒルズ18　403号
債務者　村瀬　輝子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３４号
札幌市東区北20条東20丁目４番３号　ふれあいの里元町202号
債務者　小野寺京子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１４号
札幌市東区北51条東５丁目１番10号　パレーシャル三和202号
債務者　佐々木俊二
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９４８号
札幌市厚別区大谷地東５丁目６番３号　末広ハイツ202号
債務者　笹森　優子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１３号
札幌市豊平区豊平４条３丁目３番35―203号
債務者　古澤　亮子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１号
北海道北見市若葉２丁目３番１―14号
債務者　安斉　久子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
群馬県高崎市井出町499番地11
債務者　松田　章吾
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８７５号
さいたま市大宮区三橋２丁目306番地２
債務者　井上　延子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５５号
さいたま市北区土呂町１丁目47番地17　グリーンハイツ長島201号
債務者　河原塚エミ（旧姓今泉・菊池）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
埼玉県越谷市柳町５番55号
債務者　馬籠　富夫
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１６号
埼玉県春日部市緑町３丁目５番54号　クラレンス緑町201
債務者　秋庭　健一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
埼玉県本庄市山王堂201番地１
債務者　伊藤　信男
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４４３号
埼玉県熊谷市池上529番地６
債務者　平野哲康こと　金　　炯吉
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部